

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則（第一条）

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則（平成三十年福岡県規則第十三号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(納付金の額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項第一号の一般納付金額は、算定政令第九条に規定する一般納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち一般納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち一般納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等納付金額は、算定政令第十条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(納付金の額)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 前項第一号の一般納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 一般被保険者に係る一般納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第九条に規定する一般納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち一般納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち一般納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。）</p> <p>二 退職被保険者等に係る一般納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち一般納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。）</p> <p>3 第一項第二号の後期高齢者支援金等納付金額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第十条に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額をいう。）</p> <p>二 退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等納付金額（算定政令附則第四条の規定により読み替えられた算定政令第八条に規定する退職被保険者等納付金調整額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る調整額として知事が定める額をいう。）</p> <p>4 (略)</p>